

## 知ってますか？「生理休暇」(労基法第68条) 生理休暇取得率は、働きやすさのバロメーター

労基法第68条：使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、その者を生理日に就業させてはならない。  
請求を拒否すれば使用所は罰せられます：30万円以下の罰金



### 「著しく困難」の判断は？

- 自分自身が判断  
本人の申し出でOK!
  - 診断書の必要なし  
同僚の証言程度でOK!
  - 日数は自動的に承認  
本人が必要とする日数
- ※特別休暇(有給)ですが、一時金の査定対象。年休に振替可。

#### 生理休暇取得状況

⇒職場環境のバロメーター

\*仕事は忙しくなるのに、人は増えない。残業は増えるばかり。

Q. 自分1人が休むことに『目』を感じていませんか？  
「届け出るのが恥ずかしい」と思っていますか？

そんな思いをせずに、みんなが取得できる職場づくりが大切ですね。



## 6月・7月は 母性保護月間



です



働く妊産婦の健康は、法律や就業規則だけでは守れない  
周りの理解や協力があってこそ！！

### 6割が妊娠・出産をきっかけに離職

#### マタニティハラスメントの実態

- \*妊娠したら解雇された
- \*会社に育児休暇の規定はないと言われた
- \*妊娠中に残業や重労働をさせられた
- \*パートにならないと・・・と言われた

◎妊娠中や産休後に施設や職場で受ける心無い言葉・行動は、男性管理職だけでなく、女性の先輩や同僚からも。

その原因は・・・

- \*妊娠・出産への理解不足・協力不足
- \*会社の支援制度設計や運用の徹底不足
- \*非正規の増加等、人員不足など

### 医療労働者の実態深刻

(女性労働者)

妊娠が順調 27.1% (34.4%)  
つわりのひどさ 37.6% (24.3%)  
切迫流産 29.8% (17.1%)  
流産 9.2% (データなし)

妊産婦業務軽減産前取得・・・6割  
何の措置も受けなかった・・・2割

※自分のガマンが仲間のガマンに、  
そして患者さんへのしわ寄せに

男性も「健康管理休暇」としての有給取得を呼びかける月間です



# 7月22日(土) 女性部交流会 in 笠間



7月22日(土) 10時15分～茨厚労女性部交流会を開催します。

今回は、笠間焼体験を行います。「手ひねり」でオリジナルの器を作ってみませんか？

参加費：組合員は無料！！(家族(子ども含)や非組合の方は1500円) 詳細はチラシ参照

### \*参加申し込み方法\*

6月30日(金)、最終7月5日(水)までに各支部の女性委員の方にお申し込みください。

新人さんも大分職場に慣れてきた頃でしょうか？忙しい毎日を送っていることと思います。

どんなものを作りたいか、  
デザインを考えてきてにゃ～



「たまの休みの日は、ゆっくり身体を休めたい」という方も多いと思いますが、日頃の立場・職場を超えて仲間と楽しい時間を過ごしませんか？

労働組合は、闘争ばかりを行っている組織ではありません。お互いが気持ちよく働ける職場づくりは、離職防止にも繋がり、いい仕事にもつながります。それには、仲間づくりが欠かせません。楽しい時間を共に過ごすことで「お互いさま」の気持ち生まれ、生理休暇をはじめ、自分たちの権利を行使できる職場になるのではないのでしょうか。ぜひ、お誘い合わせの上ご参加ください。お待ちしております♪

## 7月2日(日) 第57回茨城県母親大会 取手第一高等学校

分科会：「地域の病院はなくなるの？」～医療改悪から私たちの命を守るために～を担当します。別途チラシを配布します。こちら是非ご参加ください！！

**見積みキャンペーン!**  
**5月31日まで!!**  
**今なら見積み1台につき**  
**500円分クオカード進呈!**



## 自動車共済

- 3つの特徴
- 1 自動車共済は、組合員のみなさんの助け合いで運営されています。
  - 2 利益を追求しない掛金設定です。ぜひ、現在お持ちの契約と比較ください。
  - 3 基本的な補償内容は、損害保険会社と同様です。

**まずはお見積もりを**

医労連ホームページ <http://www.irouren.or.jp/>

★契約内容の詳細は、リーフレットをご覧ください。

組合員のための共済制度です

ご相談・お問い合わせは

みんなで作る 大きな安心

**医労連共済**

お気軽に労働組合の  
共済担当者まで

0120-160625